

# 海上保安庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

平成27年12月11日

海上保安庁訓令第28号

## (目的)

第1条 この要領(以下「対応要領」という。)は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成27年2月24日閣議決定。以下「基本方針」という。)に即して、法第7条に規定する事項に関し、海上保安庁の職員が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

## (不当な差別的取扱いの禁止)

第2条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害(身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。))その他の心身の機能の障害をいう。以下同じ。)を理由として、障害者(障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。以下同じ。)でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 職員は、前項の規定の実施にあたっては、別紙の第1から第3に示す事項に留意するものとする。

## (合理的配慮の提供)

第3条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮(以下「合理的配慮」という。)の提供をしなければならない。

2 職員は、前項の規定の実施にあたっては、別紙の第4から第6に示す事項に留意するものとする。

## (監督者の責務)

第4条 職員のうち、課長相当職以上の地位にある者(以下「監督者」という。)は、前2条に掲げる事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- 一 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- 二 障害者から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出

等があった場合は、迅速に状況を確認すること。

三 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

- 2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、当該問題に迅速かつ適切に対処しなければならない。

#### (懲戒処分)

第5条 職員が障害者に対し、不当な差別的取扱い、過重な負担がないにも関わらず合理的配慮の不提供、又はその他の法、基本方針若しくは対応要領の規定に違反する行為を行った場合には、その行為の態様等によっては、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分に付されることがある。

#### (相談体制の整備)

第6条 障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するための相談窓口を、別表のとおり設置する。

- 2 相談等に対応する際には、性別、年齢、状態等にも配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。
- 3 第1項の相談窓口に寄せられた相談事例等は、本庁総務部政務課政策評価広報室に集約し、相談者の個人情報やプライバシーに配慮しつつ、関係者間で共有を図り、以後の相談等において適宜活用するものとする。
- 4 第1項の相談窓口は、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。

#### (研修・啓発)

第7条 障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修・啓発を行うものとする。

- 2 新たに職員となった者に対しては、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるために、また、新たに監督者となった職員に対しては、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるために、それぞれ研修を実施するものとする。
- 3 前項の内容、回数等の詳細は、別に定める。
- 4 職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等により、意識の啓発を図るものとする。

#### 附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

べつびょう  
別表

<small>かんしよ</small> 官署	<small>そうだんまどぐち</small> 相談窓口
<small>ほんちよう</small> 本庁	<small>そうむぶせいむかせいさくひようかこうほうしつ ふくむきりつ かん じこウ</small> 総務部政務課政策評価広報室（服務規律に関する事項 <small>そうむぶじんじか</small> にあつては総務部人事課）
<small>かいじようほあんだいがっこう</small> 海上保安大学校	<small>じむきよくそうむか</small> 事務局総務課
<small>かいじようほあんがっこう</small> 海上保安学校	<small>じむぶそうむか</small> 事務局総務課
<small>かんくかいじようほあんほんぶ</small> 管区海上保安本部	<small>そうむぶそうむか</small> 総務部総務課

かいじょうほあんちょう しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん たいおうようりょう かか  
海上保安庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係

りゅういじこう  
る留意事項

だい ふとう さべつてきとりあつか きほんてき かんが かつ  
第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

ほう しょうがいしゃ たい せいとう りゆう しょうがい りゆう ざい かくしゅ  
法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種

きかい ていきょう きよひ また ていきょう あ ぼしょ じかんたい せいげん しょうがいしゃ  
機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でな

もの たい ふ じょうけん つ しょうがいしゃ けんりりえき しんがい  
い者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害する

きんし  
ことを禁止している。

しょうがいしゃ じじつじょう びょうどう そくしん また たっせい ひつよう とくべつ そち  
ただし、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置

ふとう さべつてきとりあつか しょうがいしゃ しょうがいしゃ もの くら  
は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害者でない者と比べて

ゆうぐう とりあつか せつきよくてきかいぜんそち ほう きてい しょうがいしゃ たい ごうりてき  
優遇する取扱い(いわゆる積極的改善措置)、法に規定された障害者に対する合理的

はいりょ ていきょう しょうがいしゃ もの こと とりあつか ごうりてきはいりょ ていきょうとう  
配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等する

ひつよう はんい はいりょ しょうがいしゃ しょうがい じょうきょうとう かくにん  
ために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認す

ふとう さべつてきとりあつか あ  
ることは、不当な差別的取扱いには当たらない。

ふとう さべつてきとりあつか せいとう りゆう しょうがいしゃ もんだい じむ  
このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務

また じぎょう ほんしつてき かんけい しよじじょう おな しょうがいしゃ もの ふり あつか  
又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱

てん りゅうい ひつよう  
ことである点に留意する必要がある。

たいおうようりょう のぞ きさい ないよう じっし ばあい  
なお、この対応要領で「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合で

あっても、ほう はん はんたん法に反すると判断されることはないが、しょうがいしゃきほんほう きほんてき りねんおよ ほう障害者基本法の基本的な理念及び法

もくてき ふ と く のぞ いみの目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する。

## だい せいとう りゆう はんたん してん 第2 正当な理由の判断の視点

せいとう りゆう そうとう しょうがいしゃ たい しょうがい りゆう ざい  
正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや

かくしゆきかい ていきょう きよひ とりあつか きゃつかんてき み せいとう もくてき もと おこな  
各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われ

もくてき て え い ばあい かいじょうほあんちよう  
たものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。海上保安庁にお

せいとう りゆう そうとう いな こべつ じあん しょうがいしゃ だいさんしゃ  
いては、正当な理由に相当するか否かについて、個別の事案ごとに、障害者、第三者の

けんりりえき れい あんぜん かくほ ざいさん ほぜん せんがいはっせい ぼうしとう およ かいじょうほあんちよう じむ  
権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生防止等）及び海上保安庁の事務・

じぎょう もくてき ないよう きのう い じとう かんてん かんが ぐたいきばめん じょうきょう おう そうごうてき  
事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・

きゃつかんてき はんたん ひつよう  
客観的に判断することが必要である。

しよくいん せいとう りゆう はんたん ばあい しょうがいしゃ りゆう せつめい  
職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するもの

りかい え つと のぞ  
とし、理解を得るよう努めることが望ましい。

きゃつかんてき はんたん しゅかんてき はんたん ゆだ しゅちよう  
なお、「客観的に判断する」とは、主観的な判断に委ねられるのではなく、その主張

きゃつかんてき じじつ うらづけ だいさんしゃ たちぼ み なつとく え  
が客観的な事実によって裏付けられ、第三者の立場から見ても納得を得られるような

きゃつかんせい ひつよう せいとう りゆう かくだいかいしゃく おこな  
「客観性」が必要とされるものである。また、「正当な理由」について、拡大解釈を行

ぐたいき けんとう おこな たと たん あんぜん かくほ せつめい  
ったり具体的な検討を行うことなく、例えば単に安全の確保などという説明のみでサ

ていきょう ふとう さべつてきあつか きんし ほう しゅし けいがいか  
ービスを提供しないとといったことは、不当な差別的扱いを禁止する法の趣旨を形骸化す

たいおう てきせつ  
る対応であり適切ではない。

### だい ふとう さべつてきとりあつか ぐたいれい 第3 不当な差別的取扱いの具体例

ふとう さべつてきとりあつか あ う ぐたいれい い か だい しめ  
不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は以下のとおりである。なお、第2で示した  
ふとう さべつてきとりあつか そうとう いな こべつ じあん はんだん  
とおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断され  
い か きさい ぐたいれい せいとう りゆう そんざい  
ることとなる。また、以下に記載されている具体例については、正当な理由が存在しない  
ぜんてい れいじ きさい ぐたい  
ことを前提としていること、さらに、それらはあくまでも例示であり、記載されている具体  
れい かぎ りゆうい ひつよう  
例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

ふとう さべつてきとりあつか あ う ぐたいれい  
(不当な差別的取扱いに当たり得る具体例)

- しょうがい りゆう まどぐちたいおう きよひ  
障害を理由に窓口対応を拒否する。
- しょうがい りゆう たいおう じゅんじょ あとまわ  
障害を理由に対応の順序を後回しにする。
- しょうがい りゆう しょめん こうふ しりょう そうふ ていきょうとう こぼ  
障害を理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
- しょうがい りゆう せつめいかい どう しゅつせき こぼ  
障害を理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
- じむ じぎょう すいこうじょう とく ひつよう しょうがい りゆう らいちよう  
事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害を理由に、来庁  
さい つ そ しゃ どうこう もと じょうけん つ とく ししyou  
の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかか  
つ そ しゃ どうこう こぼ  
わらず、付き添い者の同行を拒んだりする。

### だい ごうりてきはいりよ きほんてき かんが かつ 第4 合理的配慮の基本的な考え方

1 障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）第2条において、「合理的

配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を

享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であつ

て、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担

を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務

又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の

除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担

が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的

障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮は、

障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な

障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を

踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が

個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な

取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は、海上保安庁の事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要と

される範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較

において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務・事業の目的・内容・

きのう ほんしつてき へんこう およ りゅうい ひつよう  
機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

2 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や

じょうきょう おう こと たよう こべつせい たか どうがいしょうがいしゃ げん お  
状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置か

れている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「第

5 過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、

そうほう けんせつてきたいわ そうごりかい つう ひつよう ごうりてき はんい じゅうなん たいおう  
双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応

がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化

どう おう か う ごうりてきはいりよ ていきょう あ しょうがいしゃ せいべつ  
等に応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、

ねんれい じょうたいとう はいりよ  
年齢、状態等に配慮するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との

かんけいせい ちょうき ばあいとう つど ごうりてきはいりよ べつ こうじゅつ かんきょう  
関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮とは別に、後述する環境

せいび こうりよ い ちゅう ちょうきてき さくげん こうりつか てん  
の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点

じゅうよう  
は重要である。

3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮

ひつよう じょうきょう げんご しゅわ ふく てんじ かくだいもじ  
を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、

ひつだん じつぶつ ていじ みぶ どう あいず しょつかく いしでんたつ しょうがいしゃ  
筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者

たにん はか さい ひつよう しゅだん しゅわつうやく ようやくひつきどう かい  
が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（手話通訳、要約筆記等を介する

ふく つた  
ものを含む。）により伝えられる。

また、<sup>しょうがいしゃ</sup>障害者からの<sup>いしひょうめい</sup>意思表示のみでなく、<sup>ちてきしょうがい</sup>知的障害や<sup>せいしんしょうがい</sup>精神障害（<sup>はったつしょうがい</sup>発達障害

を含む。）等により本人の<sup>いしひょうめい</sup>意思表示が<sup>こんなん</sup>困難な場合には、<sup>しょうがいしゃ</sup>障害者の<sup>かぞく</sup>家族、<sup>しえんしゃ</sup>支援者・

<sup>かいじょしゃ</sup>介助者、<sup>ほうていだいにんどう</sup>法定代理人等、<sup>しえん</sup>コミュニケーションを<sup>もの</sup>支援する者が本人を<sup>ほんにん</sup>補佐して<sup>ほさ</sup>行う<sup>おこな</sup>意思

<sup>ひょうめい</sup>の<sup>ふく</sup>表明も含む。

なお、<sup>いしひょうめい</sup>意思の<sup>こんなん</sup>表明が<sup>しょうがいしゃ</sup>障害者が、<sup>かぞく</sup>家族、<sup>しえんしゃ</sup>支援者・<sup>かいじょしゃ</sup>介助者、<sup>ほうていだいにんどう</sup>法定代理人等を

<sup>ともな</sup>伴っていない場合など、<sup>いしひょうめい</sup>意思の<sup>ばあい</sup>表明がない場合であっても、<sup>とうがいしょうがいしゃ</sup>当該障害者が<sup>しゃかいてき</sup>社会的

<sup>しょうへき</sup>障壁の<sup>じょきよ</sup>除去を<sup>ひつよう</sup>必要としていることが<sup>めいはく</sup>明白である場合には、<sup>ばあい</sup>法の<sup>ほう</sup>趣旨に<sup>しゅし</sup>鑑みれば、<sup>かなが</sup>

<sup>とうがいしょうがいしゃ</sup>当該障害者に対して<sup>たい</sup>適切と思われる<sup>てきせつ</sup>配慮を<sup>おも</sup>提案するために<sup>はいりよ</sup>建設的対話を<sup>ていあん</sup>働きか

<sup>じしゅてき</sup>けるなど、<sup>とりくみ</sup>自主的な<sup>つと</sup>取組に<sup>のぞ</sup>努めることが望ましい。

4 <sup>ごうりてきはいりよ</sup>合理的配慮は、<sup>しょうがいしゃとう</sup>障害者等の<sup>りよう</sup>利用を<sup>そうてい</sup>想定して<sup>じぜん</sup>事前に行われる<sup>おこな</sup>建築物の<sup>けんちくぶつ</sup>バリアフリー

<sup>か</sup>化、<sup>かいじょしゃとう</sup>介助者等の<sup>じんてきしえん</sup>人的支援、<sup>じょうほう</sup>情報<sup>こうじょうとう</sup>アクセシビリティの<sup>かんきょう</sup>向上等の<sup>せいび</sup>環境の<sup>きそ</sup>整備を基礎と

して、<sup>こ</sup>個々の<sup>しょうがいしゃ</sup>障害者に対して、<sup>たい</sup>その<sup>じょうきょう</sup>状況に<sup>おう</sup>応じて<sup>こべつ</sup>個別に<sup>じっし</sup>実施される<sup>そち</sup>措置である。し

たがって、<sup>かくぼめん</sup>各場面における<sup>かんきょう</sup>環境の<sup>せいび</sup>整備の<sup>じょうきょう</sup>状況により、<sup>ごうりてきはいりよ</sup>合理的配慮の<sup>ないよう</sup>内容は異なる

こととなる。また、<sup>しょうがい</sup>障害の<sup>じょうたいとう</sup>状態等が<sup>へんか</sup>変化することもあるため、<sup>とく</sup>特に、<sup>しょうがいしゃ</sup>障害者との<sup>かん</sup>関

<sup>けいせい</sup>係性が<sup>ちょうき</sup>長期にわたる場合等には、<sup>ばあいとう</sup>提供する<sup>ていきょう</sup>合理的配慮について、<sup>ごうりてきはいりよ</sup>適宜、<sup>てきぎ</sup>見直しを<sup>みなお</sup>行

<sup>じゅうよう</sup>うことが重要である。

5 <sup>かいじょうほあんちょう</sup>海上保安庁がその<sup>じ</sup>事務又は<sup>むまた</sup>事業の<sup>じぎょう</sup>一環として<sup>いっかん</sup>実施する<sup>じっし</sup>業務を<sup>ぎょうむ</sup>事業者<sup>じぎょうしゃ</sup>に<sup>いたくとう</sup>委託等す

る場合は、<sup>ばあい</sup>提供される<sup>ていきょう</sup>合理的配慮の<sup>ごうりてきはいりよ</sup>内容に<sup>ないよう</sup>大きな<sup>おお</sup>差異が<sup>さい</sup>生ずることにより<sup>しょう</sup>障害者

ふりえき う いたくとう じょうけん たいおうようりょう ふ ごうりてき  
が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的

はいりよ ていきょう も こ つと のぞ  
配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。

## だい かじゅう ふたん きほんてき かんが かつ 第5 過重な負担の基本的な考え方

かじゅう ふたん こべつ じあん い か ようそとう こうりよ ぐたいてきばめん  
過重な負担については、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や

じょうきょう おう そうごうてき きやつかんてき はんだん ひつよう  
状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

しょくいん かじゅう ふたん あ はんだん ばあい しょうがいしゃ りゆう せつめい  
職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するもの

りかい え つと のぞ  
とし、理解を得るよう努めることが望ましい。

- じむまた じぎょう えいきょう ていど じむまた じぎょう もくてき ないよう きのう そこ いな  
事務又は事業への影響の程度(事務又は事業の目的・内容・機能を損なうか否か)
- じつげんかのうせい ていど ぶつりてき ぎじゅつてきせいやく じんてき たいせいじょう せいやく  
実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- ひよう ふたん ていど  
費用・負担の程度

かじゅう ふたん しゅかんてき はんだん ゆだ しゅちよう きやつかん  
なお、「過重な負担」とは、主観的な判断に委ねられるのではなく、その主張が客観

てき じじつ うらづけ だいさんしゃ たちば み なつとく え きやつかんせい  
的な事実によって裏付けられ、第三者の立場から見ても納得を得られるような「客観性」

ひつよう かじゅう ふたん かくだいかいしゃく おこな ぐたい  
が必要とされるものである。また、「過重な負担」について、拡大解釈を行ったり具体

てき けんとう おこな ごうりてきはいりよ ていきょう おこな ごうりてきはいりよ  
的な検討を行うことなく合理的配慮の提供を行わないといったことは、合理的配慮

ていきょう もと ほう しゅし けいがいか たいおう てきせつ  
の提供を求める法の趣旨を形骸化する対応であり適切ではない。

## だい ごうりてきはいりよ ぐたいれい 第6 合理的配慮の具体例

だい しめ ごうりてきはいりよ ぐたいてきばめん じょうきょう おう こと たよう  
第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ

こべつせい たか ぐたいれい つぎ  
個別性の高いものであるが、具体例としては、次のようなものがある。

きさい ぐたいれい だい しめ かじゅう ふたん そんざい ぜんてい  
なお、記載した具体例については、第5で示した過重な負担が存在しないことを前提

としていること、また、それらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限

られるものではないことに留意する必要がある。

ぶつりてきかんきょう はいりよ ぐたいれい  
(物理的環境への配慮の具体例)

だんさ ばあい くるまいすりようしゃ あ どう ほじょ けいたい  
○ 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを  
わた  
渡すなどする。

はいかだな たか ところ お どう と わた どう いち  
○ 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置を  
わ  
分かりやすく教える。

もくてき ばしょ あんない さい しょうがいしゃ ほうこうそくど あ そくど ある  
○ 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、

さゆう ぜんご きより いちど しょうがいしゃ きぼう き  
左右・前後・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。

しょうがい とくせい ひんかい りせき ひつよう ばあい かいじょう ぎせき いち とびらふきん  
○ 障害の特性により、頻回に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近  
にする。

ひろろ かん しょうがいしゃ べっしつ きゅうけい もう で さい べっしつ かくほ  
○ 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申し出があった際、別室の確保が

こんなん どうがいしょうがいしゃ じじょう せつめい たいおうまどぐち ちか ながいす  
困難であったことから、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を

いどう りんじ きゅうけい もう  
移動させて臨時の休憩スペースを設ける。

ふずいいうんどうどう しょういどう お むずか しょうがいしゃ たい しょくいん  
○ 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が

しょうい お どう こていきぐ ていきょう  
書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。

い し そつう はいりよ ぐたいれい  
(意思疎通の配慮の具体例)

- ひつだん よ あ しゅわ てんじ かくだいも じとう しゅだん もち  
筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字等のコミュニケーション手段を用いる。
- かいぎしりょうとう てんじ かくだいも じとう さくせい さい おのおの ばいたいかん  
会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間でページ  
ばんごうとう こと う りゅうい しょう  
番号等が異なり得ることに留意して使用する。
- しかくしょうがい いいん かいぎしりょうとう じぜんそうふ さい よ あ たいおう  
視覚障害のある委員に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに対応でき  
るよう でんし けいしき ていきょう  
電子データ（テキスト形式）で提供する。
- い し そつう ふとくい しょうがいしゃ たい え どう かつよう い し かくにん  
意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。
- ちゅうしゃじょう つうじょう こうとう おこな あんない かみ わた  
駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。
- しょういきにゆう いらいじ きにゆうほうほうとう ほんにん め まえ しめ わ きじゅつ  
書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、分かりやすい記述  
でんたつ ほんにん いらい ばあい だいどく だいひつ はいりよ おこな  
で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を行う。
- ひゆひょうげんとう にがて しょうがいしゃ たい ひ ゆ あんゆ にじゅうひていひょうげん もち  
比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに  
ぐたいてき せつめい  
具体的に説明する。
- しょうがいしゃ もう で さい ていねい く かえ せつめい ないよう りかい  
障害者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解  
されたことを確認しながら かくにん おうたい がいらいご かんすうじ  
対応する。また、なじみのない外来語は さける、漢数字は  
もち じこく じかんひょうき ごぜん ご ご ひょうき はいりよ ねんとう お  
用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置  
いたメモを、 ひつよう おう てきじ わた  
必要に応じて適時に渡す。
- かいぎ しんこう しりょう み せつめい き こんなん しかくまた ちょうかく  
会議の進行にあたり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に

しょうがい いん ちてきしょうがい も いん たい ていねい しんこう こころ  
障 害のある委員や知的障 害を持つ委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心 がける

はいりょ おこな  
などの配慮を行 う。

- かいぎ しんこう あ しょくいんどう いん しょうがい とくせい あ おこな  
会議の進行に当たっては、職員等が委員の障 害の特性に合ったサポートを行

とう かのう はんい はいりょ おこな  
う等、可能な範囲での配慮を行 う。

かんこう じゅうなん へんこう ぐたいれい  
(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

- じゅんばん ま ながて しょうがいしゃ たい しゅうい もの りかい え うえ てつづ じゅん  
順番を待つことが苦手な障 害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き 順

い か  
を入れ替える。

- た れつ なら じゅんばん ま ばあい しゅうい もの りかい え うえ とうがい  
立って列に並んで 順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該

しょうがいしゃ じゅんばん く べっしつ せき ようい  
障 害者の 順番が来るまで別室や席を用意する。

- しゅわつうやくしゃ ばんしょう み とう ちか せき かくほ  
スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保  
する。

- しゃりょうじょうこうぼしよ しせつでい ぐち ちか ぼしよ へんこう  
車両乗 降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。

- かいじょうほあんちょう しきちない ちゅうしゃじょうとう しょうがいしゃ らいちょう たすう み こ  
海上保安庁の敷地内の駐 車場等において、障 害者の来 庁が多数見込まれる

ばあい つうじょう しょうがいしゃせんよう くかく しょうがいしゃせんよう くかく へんこう  
場合、通常、障 害者専用とされていない区画を障 害者専用の区画に変更する。

- にゅうかんじ つうか こんなん ばあい べつ にゅうかん  
入館時に IC カードゲートを通過することが困難な場合、別ルートからの入 館を

みと  
認める。

- たにん せつしよく たにんずう なか きんちょうとう ほっさとう ばあい  
他人との接 触、多人数の中にいることによる緊 張等により、発作等がある場合、

とうがいしょうがいしゃ せつめい うえ しょうがい とくせい しせつ じょうきょう おう べっしつ じゅんぴ  
当該障 害者に説明の上、障 害の特性や施設の状 況に応じて別室を準備する。

- 非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者の同席を認める。